

口等で個別の企業に対する啓発・指導等を行うなど、求人年齢制限緩和の取組を推進する。

(厚生労働省)

### 今後5年間の目標

公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合

15.2% (15年度) → 30%

(平成17年度)

### 目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取  
得できる職場環境となる（育児休業取得率  
男性10%、女性80%／小学校就学の始期ま  
での勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）
- ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時  
間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が  
先進国並みに）
- ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成  
活用することにより、労働生産性が上昇する  
とともに、育児期にある男女の長時間労働が  
是正される
- ◇働き方の多様な選択肢が用意される
- ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減  
るとともに、育児が一段落した後の円滑な再  
就職が可能となる

## 3. 生命の大切さ、家庭の役割等につ いての理解

- これから親となる人が皆、乳幼児期  
の子どもとふれあう機会や子どもや  
家庭の大切さを考える機会を持つこ  
とができるようにする。

### 具体的施策

#### □乳幼児とふれあう機会の拡大

保育所、児童館、保健センター等で中・  
高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提  
供するための受入を推進する。

(厚生労働省)

### 今後5年間の目標

すべての保育所、児童館、保健センター  
において受入を推進

#### □生命の大切さや家庭の役割等に関する学校 教育の充実

全国の中・高等学校において、生命の大  
切さや家庭の役割、保育体験を含む子育て  
理解等に関する教育を推進する。

(文部科学省)

#### □安心して子どもを産み育てることがで きる社会について地域住民や関係者が参加 して共に考える機会の提供

子育てや子育て支援に関する各種のフォ  
ーラム、ワークショップの開催や子ども参  
加型のイベントを実施し、子どもと大人が  
交流し会える機会の提供などにより、子ど  
もを生み、育てることを社会全体で応援す  
る意識の醸成を図る取組を推進する。

(厚生労働省)

### 今後5年間の目標

全市町村で実施

### 目指すべき社会の姿

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふ  
れあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持  
つようになる（子育てに肯定的なイメージを  
持つ割合が増える）
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交  
えた子育てを応援する各種の取組が行われる  
ようになる

## 4. 子育ての新たな支え合いと連帯

### (1) きめ細かい地域子育て支援の展開

○働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。

#### ①気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備 具体的施策

##### □地域における子育て支援の拠点の整備 (※)

平成16年度 平成21年度  
2,954か所 → 6,000か所  
(全国の中学校区の約6割で実施)

##### ・つどいの広場事業の推進 (※)

子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する。

平成16年度 平成21年度  
171か所 → 1,600か所

##### ・地域子育て支援センター事業の推進 (※)

保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度  
2,783か所 → 4,400か所

##### □一時・特定保育の推進 (※)

専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合から、パート就労など予め日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる場の拡充を

図る。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度  
5,935か所 → 9,500か所

(全国の中学校区の約9割で実施)

##### □商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進

商店街の空き店舗を活用した子どもの一時預かりや親子交流、育児相談などの事業実施を促進する。

(経済産業省)

##### □子育て短期支援事業の推進

保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。

(厚生労働省)

##### ・ショートステイ事業の推進 (※)

平成16年度 平成21年度  
569か所 → 870か所  
(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)

##### ・トワイライトステイ事業の推進 (※)

平成16年度 平成21年度  
310か所 → 560か所  
(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)

#### ②就学前の教育・保育の充実

##### 具体的施策

##### □幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実

保護者と地域のニーズに十分応えられるよう、預かり保育や子育て支援事業を推進する。

(文部科学省)

##### □幼稚園就園奨励事業の推進

幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。

(文部科学省)

### □幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携

幼稚園と保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、地域や保護者の多様なニーズに対応するとともに、幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行や接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を進める。

(文部科学省・厚生労働省)

### □総合施設の制度化

就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度からの本格実施を目指す。

(文部科学省・厚生労働省)

### □幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

幼稚園及び保育所の教育・保育の内容の充実を図りつつ、利用者の選択にも資するよう、情報公開を促進するとともに、自己点検評価や第三者評価を推進する。

(文部科学省・厚生労働省)

## ③地域住民による主体的な子育て支援の促進 具体的施策

### □ファミリー・サポート・センターの推進(※)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行う。

(厚生労働省)

平成16年度      平成21年度

368か所      →      710か所

(全国の市区町村の約4分の1で実施)

### □シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供

するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。

(厚生労働省)

### □地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成の促進

放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターの仕組みを活用し、子育てを終えた主婦や高齢退職者等が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組(「生活塾」)を促進する。

(厚生労働省)

### □子育てNPOや子育てサークルの育成

地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOや子育てと主体的に向き合いながらサークル活動を実践している親などに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。

(厚生労働省)

### □老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組を促進する。

(厚生労働省)

### 今後5年間の目標

全市町村で実施

### 目指すべき社会の姿

- ◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）
- ◇孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）

## (2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

- 「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

### ①待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

#### 具体的施策

#### □保育所の受入れ児童数の拡大 (※)

待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図る。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

203万人 → 215万人

### ②放課後児童対策の充実

#### 具体的施策

#### □放課後児童クラブの推進 (※)

保護者が労働等により昼間家庭にいない放課後児童のための対策を推進する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

15,133か所 → 17,500か所

(全国の小学校区の約4分の3で実施)

### ③多様な保育ニーズへの対応

#### □延長保育の推進 (※)

基本の開所時間である11時間を超えて行われる保育を推進する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

12,783か所 → 16,200か所

(全国の保育所の約7割で実施)

#### □休日保育の推進 (※)

休日や祝日に働く保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

666か所 → 2,200か所

(全国の保育所の約1割で実施)

#### □夜間保育の推進 (※)

病院等夜間の勤務が必要な保護者が安心して子どもを預けられる場を確保する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

66か所 → 140か所

(人口30万人以上の市の約5割で実施)

#### □乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進 (※)

病気回復期にある乳幼児の保育を、保育士等の派遣等を進め、充実する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

507か所 → 1,500か所

(全国の市町村の約4割で実施)

### 目指すべき社会の姿

- ◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる（保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす）
- ◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる（保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える）

### (3) 家庭教育支援の充実

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

#### 具体的施策

##### □家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進

子育て中の親等に対し、家庭教育に関する学習教材の提供、相談の受け付け、講座の開設等、地域の実情に応じた様々な手段を通じて、家庭教育に関する学習や情報入手の機会が充実されるよう環境整備を推進する。

（文部科学省）

#### 今後5年間の目標

全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること

##### □ITを活用した家庭教育支援手法の普及

子育て中の孤立しがちな親等が、気軽に学習や相談をしたり、情報を入手することができるよう、携帯電話による子育て相談や情報提供など、ITを活用した家庭教育支援の手法を普及する。

（文部科学省）

#### 今後5年間の目標

全国に普及

### 目指すべき社会の姿

- ◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）

### (4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

- 児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべての子どもと子育てを大切に

#### ①児童虐待防止対策の推進

##### 具体的施策

##### □虐待防止ネットワークの設置

関係機関等による発生予防、支援のための連携体制を整備する。

（厚生労働省）

平成16年度

平成21年度

1,243市町村

→ 全市町村

##### □乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握

乳児健康診査について、休日健診の推進等により、受診率のさらなる向上を図るとともに、生後4か月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの対策を全市町村で実施する。

（厚生労働省）

#### 今後5年間の目標

全市町村で実施

##### □育児支援家庭訪問事業の推進

訪問による養育困難家庭を支援する取組を推進するため、全市町村での実施を目指

す。

(厚生労働省)

#### □児童相談所の夜間対応等の体制整備

夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。

(厚生労働省)

#### 今後5年間の目標

全都道府県・指定都市で実施

#### □虐待対応のための協力医療機関の充実

児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

(厚生労働省)

#### 今後5年間の目標

全都道府県・指定都市で実施

#### □個別対応できる一時保護所の環境改善

虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。

(厚生労働省)

#### 今後5年間の目標

全都道府県・指定都市で実施

#### □児童家庭支援センターの整備

地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行うセンターを整備する。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

51か所 → 100か所

(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)

#### □情緒障害児短期治療施設の整備

軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の全都道府県での設置を目指す。

(厚生労働省)

#### □施設の小規模化の推進

虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進める。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

299か所 → 845か所

(児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施)

#### □里親の拡充

専門里親、親族里親の活用のほか、里親研修や里親養育相談の実施、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援を充実することで、里親への委託児童数の増加を図る。

(厚生労働省)

#### 今後5年間の目標

児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率

8.1% (15年度) → 15%

専門里親登録者総数

146人 (15年度) → 500人

#### □自立援助ホームの整備

義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童等の社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームの整備を着実に進める。

(厚生労働省)

平成16年度 平成21年度

26か所 → 60か所

(都道府県・指定都市に1か所程度で実施)

#### □虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究

妊娠時よりの発生予防対策から、親へのカウンセリングなどの支援に至るまでの知見の集積、実践可能なプログラム及び専門職の資質の向上のための人材育成プログラ

ム等の開発を集中的に実施する。

(厚生労働省)

□学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究、分析を行い、各学校及び都道府県・市町村教育委員会において調査研究の成果を活用する。

(文部科学省)

②母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策

□総合的な自立に向けた支援の推進

母子家庭等ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があり、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。

・子育て・生活支援策の推進

疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。

・就業支援策の推進

自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。

(厚生労働省)

今後5年間の目標

母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置

自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施

高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す

資格取得者総数

118人(15年) → 1,300人

③障害児等への支援の推進

具体的施策

□地域における障害のある児童とその家族への支援

障害のある児童が、できるだけ身近な環境で適切な療育を受けられる体制を整備する。

(厚生労働省)

(平成19年度までに達成する目標※)

※本目標は、重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)に基づくもの

・訪問介護(ホームヘルプサービス)事業の推進

日常生活を営むのに支障のある障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣する。

ホームヘルパーを約6万人確保

(障害者・難病分を含む)

・障害児通園(児童デイサービス)事業の推進

障害児が、肢体不自由児施設や知的障害児施設等への通園によって日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等が受けられるようにする。

約11,000人分整備

・重症心身障害児(者)通園事業の推進

在宅の重症心身障害児(者)が、通園によって日常生活動作、機能訓練等必要な療育を受け、運動機能等の発達が促されるようにするとともに、併せて保護者等の家庭